

令和6年度第1回千葉県国土利用計画地方審議会

議事2 参考資料

千 葉 県

【整理番号1】農業地域を縮小する必要性(個別規制法に基づく措置との関係について)

- ・本地区は、新たな住宅地の創出等を目的として、芝山町施行の土地区画整理事業を予定している地区である。
- ・事業の実施に当たり、芝山町は用途地域を新たに指定し、計画的な市街地整備を進めることとしている。



用途地域の指定手続き

(都市計画法に基づく手続き)

- ・芝山町から県へ、用途地域指定の協議開始(事前協議終了済)
- ・今後、町都市計画審議会において用途地域の指定を審議し、年度内に都市計画変更及び告示予定

同時

農業振興地域からの除外

(農振法に基づく手続き)

- ・農振法の規定により、原則として用途地域においては、農業振興地域の指定をしないとされているため、農業振興地域の縮小手続きを進めている。



今回審議

農業地域の縮小(国土利用計画法に基づく手続き)

- ・土地利用基本計画図における農業地域は、農振法における農業振興地域として指定されている区域であることから、上記の都市計画法、農振法に基づく手続きと併せて、土地利用基本計画図の農業地域を縮小する。

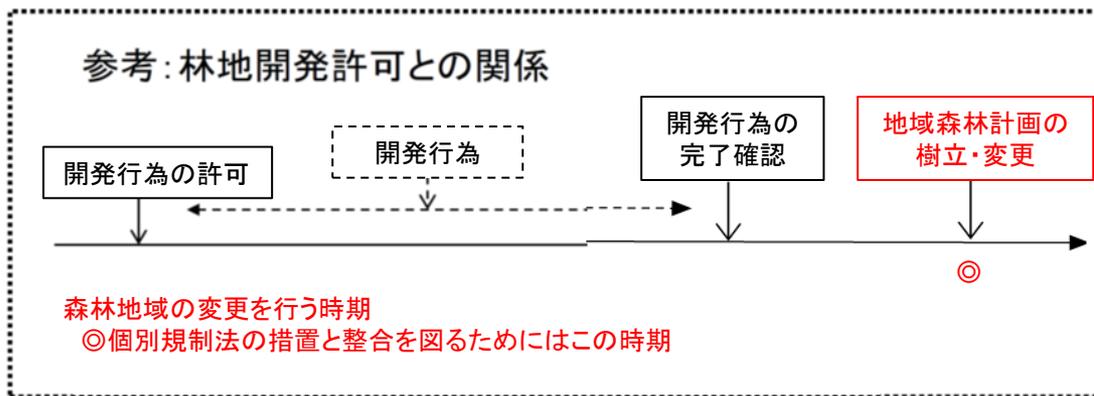
【整理番号2～14】森林地域を縮小する必要性(個別規制法に基づく措置との関係について)

森林地域の変更については、以下の理由により、森林法に基づく地域森林計画の変更時に併せて手続きを行うこととされている。

- ・森林地域の定義は「森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている地域」とされている。
- ・国からの通知で土地利用基本計画図における森林地域の変更は、地域森林計画の変更が行われる段階で行うことが望ましいとされている。

○国通知「個別5法の国等との調整手続と土地利用基本計画の国との調整手続との関係上の留意点」(平成29年10月) 抜粋

開発に伴い森林地域を縮小する場合は、**地域森林計画の変更が行われる段階で行うことが望ましい。**
また、森林地域を拡大する場合も同様の取扱いとなる。



【整理番号2～14】森林地域を縮小する必要性(個別規制法に基づく措置との関係について)

地域森林計画(森林法第5条)

策定主体：都道府県知事

計画期間：10年

作成頻度：5年ごと

千葉県の地域森林計画

○千葉北部地域森林計画

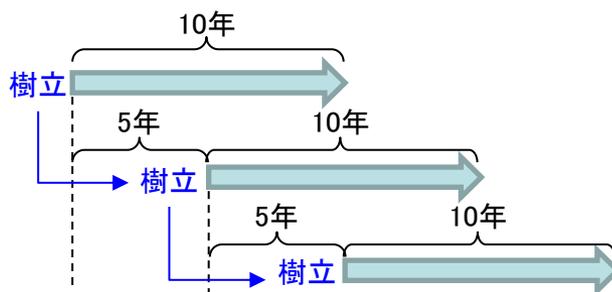
計画作成(樹立)年：令和4年

計画期間：令和5年度～令和14年度

○千葉南部地域森林計画

計画作成(樹立)年：令和元年(令和3年変更)

計画期間：令和2年度～令和11年度



地域森林計画は5年ごとに作成する必要がある、千葉南部地域森林計画は今年度、変更手続きを進めている。

今回審議

土地利用基本計画図における森林地域は地域森林計画の対象民有林であることから、上記手続きと併せて、土地利用基本計画図の森林地域を縮小する。

【整理番号2～14】森林地域の縮小案件概要

市町村別・変更理由別案件集計表(森林地域)

| 市町村名 | 主な変更理由別 | | | |
|--------|---------|----------|---------|-----------|
| | 農地造成 | レジャー施設 | 工場 | 太陽光発電施設 |
| 館山市 | 1 | | 1 | |
| 木更津市 | | 1 | | |
| 勝浦市 | | | | 2 |
| 君津市 | | | | 2 |
| 袖ヶ浦市 | | | | 1 |
| 南房総市 | | 1 | | 1 |
| いすみ市 | | | | 2 |
| 御宿町 | | | | 1 |
| 件数合計 | 1 | 2 | 1 | 9 |
| (面積合計) | (6.4ha) | (43.3ha) | (8.5ha) | (269.1ha) |